

## ↳ 従業員に商品の値引販売をした場合

**Q** : 当社では、自社製品を従業員に値引販売することがありますが、このような場合、値引相当額について給与課税する必要がありますか？

**A** : 原則は給与課税されますが、一定の要件を満たす場合は非課税とされています。

### 【解説】

所得税では、金銭で収入するものだけに限らず、金銭以外の物又は権利その他経済的利益により収入するもの全てを収入金額として計上するとされています。

したがって、給与所得の収入金額にも、給与として現金で支給されたもの以外に、無償で提供された物品の価額、値引販売された商品の値引額、無利息で金銭の貸付けを受けた場合の利息相当額等の経済的利益も含まれることとなります。

しかし、従業員に対する値引販売は福利厚生的な意味合いもあることから、次の要件の全てを満たす場合には、課税しなくても差し支えないとされています。

- ① 値引販売の価額が取得価額以上であり、かつ、通常の販売価額の70%未満でないこと。
- ② 値引率が一律に定められているか、役職・勤続年数等に応じ合理的な範囲で格差が設けられていること。
- ③ 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が通常使用すると認められる程度であること。

